

Type B

← おすすめです！

～創業融資が必要な方の16か月間・会員サポート契約(顧問契約)～

創業期間(融資実行時までの約4か月)、創業後12か月の計16か月間のサポート契約を結んで頂きます。ただし、全ての融資審査が否決となり、創業に至らなかった場合は、契約を無効にするという、停止条件付契約となります。起業される方のリスクを最小限に抑えたサポート契約です。

- ◎**創業時** 創業事業計画書、公庫を含む各金融機関の融資申請書類作成等、創業全面サポート致します。金融機関が納得するオリジナルの事業計画書を作成し、融資獲得へ挑みます。
- ◎**創業後** 起業1年目は、わからないことが多くあると思われます。経営的なコンサルやアドバイスはもちろん、行政書士として、法務的なサポートもできます。特に、帳面の付け方は非常に大切であり、ご自身で確定申告ができるように指導させて頂きます。わからないこと等があれば、いつでもお電話、メール、ビデオ会議で相談して下さい。契約期間内は、基本的に月会費以外の報酬を頂くことはございません。(但し、補助金の申請業務を除く)

『報酬』

16か月・会員サポート契約入会着手金 30,000円

月額会費 25,000円

(現在、女性の起業者は22,000円となっております)

※会員の方は、ながさか行政書士事務所の毎月の顧問料は、無料となります

※融資を受けることができなかった場合は、契約が無効となり、月額会費をお支払い頂く必要はございません。但し、入会着手金の返還はできません。

※表示価格は税抜き表示となっております

業務に着手する前には、必ずご本人様確認が必要となります。来所又はビデオ会議にて、ご本人様を確認できる公的書類を提示して下さい。(運転免許証、マイナカード、パスポート等)ご本人様確認ができない場合、信頼関係を築けないと判断をした場合等、業務依頼をお断りさせて頂くことがございます。ご了承下さい。(要契約)

『業務の流れ』

基本的に創業時は、Type Aと同じです。

創業後は、各種届出の助言、帳面の付け方の指導、経営コンサルから生活の相談まで、全てサポートさせて頂きます。気軽に相談してもらったら結構です。

そして、約1年間、個人事業の基本的な経営等について学んで頂き、立派な商人及び経営者となってもらいたいと思います。

バケーション・エフピー(同)と、ながさか行政書士が付いています。全力で頑張ってください。

バケーション・エフピー合同会社
代表 長坂 靖弘